

第8回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和元年9月3日

閉会中

場所 議会運営委員会室

## 第 8 回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和元年9月3日(火曜日)

午前9時59分開議

午前10時10分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 決算特別委員の選任について
- 2 知事提出議案について(第1号～第45号)
- 3 開会日(9月4日)の議事次第及び質問予定者について
- 4 その他
  - (1) 議案に記載する個人情報(氏名・住所)の取扱いについて
  - (2) その他

出席委員等(13人)

委員長 坂田 孝志  
 副委員長 山口 裕  
 委員 前川 收  
 委員 藤川 隆夫  
 委員 城下 広作  
 委員 松田 三郎  
 委員 鎌田 聡  
 委員 吉永 和世  
 委員 池田 和貴  
 委員 小早川 宗弘  
 委員 溝口 幸治  
 委員 渕上 陽一  
 議長 井手 順雄

欠席委員(なし)

委員外議員(1人)

副議長 田代 国広

執行部出席者

総務部長 山本 倫彦  
 総務部政策審議監 平井 宏英  
 総務部首席審議員  
 財政課長 間宮 将大

審議員兼財政課課長補佐 小夏 香  
 審議員兼財政課課長補佐 坂本 弘道

事務局職員出席者

議会事務局長 吉永 明彦  
 議会事務局次長  
 兼総務課長 横井 淳一  
 議事課長 村田 竜二  
 政務調査課長 東 敬二  
 審議員兼総務課課長補佐 森田 学  
 審議員  
 兼政務調査課課長補佐 松永 隆則  
 議事課課長補佐 下崎 浩一  
 総務課課長補佐 中原 伸二  
 議事課課長補佐 篠田 仁  
 議事課主幹 小池 二郎

午前9時59分開議

○坂田孝志委員長 それでは、ただいまから第8回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、決算特別委員の選任についてお諮りいたします。

前回の議会運営委員会で、各会派等に推薦をお願いしておりましたが、資料1のとおり届け出がありました。このとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 御承認いただきましたので、決算特別委員につきましては、このとおり、あす4日の開会日に本会議でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、知事提出議案について、総務部長から説明をお願いします。

○山本総務部長 お手元にお配りしておりま

す資料2の目録に沿いまして、今定例会に提出いたします議案等について、概要を御説明いたします。

1 ページ、第1号、第2号は、一般会計、特別会計の補正予算に関してでございます。

一般会計補正予算は、7月の大雨被害の復旧に要する経費など、66億円余りを計上してございます。

第3号から第10号までが条例関係であります。

主なものとして、第8号、県工業用水道事業にコンセッション方式の導入に向けた規定の整備を行うものでございます。

第10号ですけれども、流域下水道事業に地方公営企業法の適用を行うものでございます。

このほか、多くは関係法令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

第11号は、中小企業振興資金の貸付債権を減額譲渡するものです。

第12号は、旧西原公共育成牧場の無償貸し付けの更新を行うものであります。

第13号から第20号までは、今年度の公共事業に係る市町村負担金の決定に関するものであります。

第21号は、工事請負契約ですけれども、漁業調査船「ひのくに」の代船建造に係る工事請負契約の締結に係るものであります。

第22号から、次ページ第24号までは、公園施設や道路管理瑕疵による和解、損害賠償額の決定に係る専決処分の報告、承認についてでございます。

第25号から3ページの第45号までですけれども、平成30年度の各種の決算の認定等を求めるものであります。

次に、報告事項でございます。

第1号から第4号までは、交通事故の和解及び賠償額の決定についてであります。

第5号から4ページの第32号までは、県出資団体の経営状況等の報告になります。

第33号は、本県の財政の健全化判断比率等につきまして御報告するものでありまして、第34号は、県立大学の業務実績評価についての御報告になります。

以上、今定例会には、議決案件45件、報告事項34件を提出いたします。

また、今会期中には、人事案件を追加提案させていただく予定でありますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上でございます。

○坂田孝志委員長 ただいまの説明について質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 それでは、知事提出議案については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、開会日の議事次第及び質問予定者についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それではまず、開会日の議事次第につきまして、次第の議題3に記載の内容により御説明申し上げます。

開会宣告、開議の後、去る6月定例会で選任及び任命同意となりました出田人事委員会委員、岡村人事委員会委員、斉藤収用委員会委員及び林収用委員会委員のほか、7月1日付で異動のありました瀬戸会計管理者の就任挨拶がございます。

なお、6月定例会で任命同意となりました梅澤収用委員会委員につきましては、所用により開会日に御出席いただけないため、閉会日に就任挨拶を予定しております。

次に、会議録署名議員の指名がございます。

今回は、池永議員、島田議員、本田議員の予定でございます。

次に、9月4日から30日までの27日間の会期決定の件が諮られます。

次に、議案第1号から第45号までの知事提出議案の上程及び知事の提案理由説明がございます。

なお、議案第3号につきましては、職員に関する条例案のため、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会に対する意見聴取がございます。

次に、決算認定等関係の議案第25号から第45号までに対する質疑がございます。

質疑がある場合の通告書の提出期限は、本日正午までとなっております。

次に、決算特別委員会設置の件、議案第25号から第45号までの各会計決算の認定等審査の付託の件をお諮りした後、委員の選任がございます。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上が開会日9月4日の議事次第(案)でございます。

続きまして、今回の質問予定者につきまして御説明申し上げます。

資料3をごらんください。

まず、9月9日は、代表質問でございまして、自由民主党前川議員、くまもと民主連合鎌田議員の順でございます。

10日は、午前が代表質問で、公明党城下議員、午後は一般質問で、自由民主党洲上議員でございます。

引き続き、11日から13日まで及び17日は、一般質問でございます。

11日は、くまもと民主連合岩田議員、立憲民主党濱田議員、無所属前田敬介議員、12日は、自由民主党南部議員、無所属城戸議員、自由民主党楠本議員、13日は、自由民主党坂梨議員、自由民主党緒方議員、自由民主党内野議員、17日は、自由民主党松村議員、自由

民主党大平議員、自由民主党藤川議員という順でございます。

以上でございます。

○坂田孝志委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 それでは、開会日の議事次第及び質問予定者については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、その他に入ります。

まず、(1)議案に記載する個人情報(氏名・住所)の取り扱いについて、総務部長から報告をお願いします。

○山本総務部長 お手元にお配りしております資料4に沿いまして御説明をさせていただきますと思います。

議案に記載する個人情報(氏名・住所)の取り扱いについての御報告でございます。

従来、各種議案には、氏名、住所を記載していたところがございますけれども、今般、この資料にございまして、上段、議案に個人情報を記載しないものという4つの議決事項につきましては、プライバシー保護の観点から、個人情報を記載しないという取り扱いとしたいと考えております。

4つ、表にあるとおりでございますけれども、1つ目は、和解及び損害賠償額の決定について、2つ目は、訴えの提起について、3つ目は、権利の放棄について、4つ目は、財産の取得、処分についてでございます。

いずれも、右側、今後の議案への記載事項にゴシックで書いておりますとおり、相手方、当事者につきましては、個人と記載することとしたいと考えてございます。

なお、米印にありますけれども、相手方が

法人あるいは個人事業主の場合は、従来どおり法人名等を記載することとしたいと考えております。

下側、議案に個人情報を引き続き記載させていただくものにつきましては、契約の締結、委員等の選任、任命について、これについては引き続き個人情報を記載したいというふうに考えてございます。

これらにつきましては、契約の相手方または選任、任命する者を特定いたしまして、資格要件等について審議を行っていただく必要があると考えておまして、従来どおり記載することとしたいと考えております。

なお、議案に個人情報を記載しないものにつきましても、議会のほうの御判断で審議上必要があるというものもあるかと思えます。その場合につきましては、プライバシー保護に配慮した上での審議を行っていただきたいというふうに考えてございます。

あす御提案申し上げる議案につきましても、今御説明いたしました内容に沿って記載をしているところでございます。

よろしくお願いたします。

○坂田孝志委員長 ただいまの報告について質問はありませんか。

○松田三郎委員 取り扱いの方向性については、全く異論はございません。部長が最後におっしゃった部分ですね。いや、これは事前にはここは余り想定してなくて、やっぱりここは個人名ちょっと必要だろうというような事案が個別に出てきた場合は、どの時点であれですか。委員長が、例えば、昔あったように秘密会にするのかなんとかというのは、途中でわかるものですかね。これは委員長の指示で執行部をお願いしますということになるのが通常でしょう。

○山本総務部長 今お尋ねのあった件ですけ

れども、実際、議案については、事前に御説明をさせていただき段階もございまして、あるいは正式に提案する段階というのはその後に参加します。

事前に御説明させていただき段階でも、御説明させていただき内容について、必要があるということであれば、その際に、当然、もともとはプライバシーの配慮ということを考えての取り扱いになりますので、そうしたことをお願いしつつ、御説明をこちらのほうからはさせていただきことになろうかと思えます。

その上で、実際、委員会ですとか、議論していただく際には、議会のほうの手續に沿って御決定いただければというふうに考えております。

○坂田孝志委員長 よろしいですか。

○松田三郎委員 はい。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 ないようでございますので、次に、(2)その他に入ります。

その他で委員の皆様から何かございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 ないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、一般質問最終日の9月17日火曜日に開催いたします。時間は、9時30分からでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これもちまして、第8回議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
議会運営委員会委員長